

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

2021年2月16日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社法（平成17年法律第86号）が改正され、新たに、社債権者のために社債管理の補助を行う社債管理補助者制度が規定された。併せて、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行等に伴い、「社債、株式等の振替に関する命令」（平成14年内閣府法務省令第5号）が改正されたことから、「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「施行規則」という。）及び「社債に係る必要な情報の通知に関する規則」（以下「通知規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

2. 改正概要

（1）銘柄情報に係る発行代理人の通知事項の追加

一般債の銘柄情報に係る発行代理人の通知事項及び機構が提供する一般債の事項に、社債管理補助者の氏名等を追加する。

（規程第58条の6、施行規則第30条）

（2）社債情報伝達サービスの利用者の追加

通知規則で規定する、社債情報伝達サービス（発行者等から社債に係る必要な情報に係る通知の申出を受けて、一般債振替制度の階層構造を通じて、社債権者に当該必要な情報を通知する取扱いをいう。以下同じ。）の利用者に、社債管理補助者を追加する等、所要の改正を行う。

（通知規則第6条から第10条まで、第13条及び別表）

（3）その他

2021年末以降にLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）の恒久的な公表停止が想定されていることに対応し、社債権者集会開催の周知が必要となる銘柄が社債情報伝達サービスの対象となるよう、同サービスの対象債券を拡大する。

（通知規則第2条）

3. 施行日

この改正規定は、2021年3月1日から施行する。

以上

社債に係る必要な情報の通知に関する規則の一部改正について

1 社債に係る必要な情報の通知に関する規則(平成 28 年 3 月 14 日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社債 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ <u>その他一般債のうち機構が認めるもの</u></p> <p>(2) 必要な情報 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 発行要項(社債の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。第 6 条第 1 項第 6 号において同じ。)に定める事項</p> <p>ニ (略)</p> <p>(利用者による必要な情報に係る通知の申出)</p> <p>第 6 条 次に掲げる者(以下「利用者」という。)は、特定の銘柄の社債(機構が定める要件を満たすものに限る。)の社債権者(その口座の自己口に当該社債の記録又は記載を受けている者をいう。以下同じ。)に対し、当該社債に係る必要な情報を通知しようとする場合には、機構に対し、当該必要な情報に係る通知の申出(以下「通</p>	<p>(用語)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 社債 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 必要な情報 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 発行要項(社債の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。第 6 条第 1 項第 5 号において同じ。)に定める事項</p> <p>ニ (略)</p> <p>(利用者による必要な情報に係る通知の申出)</p> <p>第 6 条 次に掲げる者(以下「利用者」という。)は、特定の銘柄の社債(機構が定める要件を満たすものに限る。)の社債権者(その口座の自己口に当該社債の記録又は記載を受けている者をいう。以下同じ。)に対し、当該社債に係る必要な情報を通知しようとする場合には、機構に対し、当該必要な情報に係る通知の申出(以下「通</p>

知の申出」 という。) を行うことができる。

(1) ~ (3) (略)

(4) 当該社債の社債管理補助者等(会社法第714条の2に規定する社債管理補助者、投資信託及び投資法人に関する法律第139条の9の2第1項に規定する投資法人債管理補助者、保険業法第61条の7の2に規定する社債管理補助者、資産の流動化に関する法律第127条の2第1項に規定する特定社債管理補助者又はこれらに類すると機構が認める者をいう。以下同じ。)

(5) (略)

(6) (略)

2 社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等及び社債権者補佐人等は、通知の申出を行う場合には、あらかじめ、機構に対し、機構が定める事項の届出を行い、登録を受けなければならない。

(通知の申出を行う場合の手続)

第7条 発行者、社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等又は社債権者補佐人等は、通知の申出を行う場合には、所定の申請書を機構に提出し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

2 ~ 9 (略)

(発行者による必要な情報の公表等)

第8条 (略)

知の申出」 という。) を行うことができる。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

2 社債管理者等、管財人等及び社債権者補佐人等は、通知の申出を行う場合には、あらかじめ、機構に対し、機構が定める事項の届出を行い、登録を受けなければならない。

(通知の申出を行う場合の手続)

第7条 発行者、社債管理者等、管財人等又は社債権者補佐人等は、通知の申出を行う場合には、所定の申請書を機構に提出し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

2 ~ 9 (略)

(発行者による必要な情報の公表等)

第8条 (略)

2 (略)

3 社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等又は社債権者補佐人等は、必要な情報が、前2項に規定するいずれかの方法（当該必要な情報が第1項の重要事実該当する場合には、同項に規定する方法に限る。）により公表された後でなければ、機構が認める場合を除き、通知の申出を行うことができない。

(必要な情報の社債権者への通知)

第9条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、機構加入者に対し、機構の定める方法により、必要な情報を通知する。ただし、当該必要な情報について、前条第1項又は第2項の規定による公表が行われていない場合その他必要な情報を通知することが不相当と機構が認めた場合には、この限りでない。

(1) 発行者、第6条第1項第2号に規定する社債権者（機構加入者である場合に限る。）、社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等又は社債権者補佐人等から通知の申出を受け付けた場合

(2) (略)

2・3 (略)

(手数料)

第10条 (略)

2 前項に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

2 (略)

3 社債管理者等、管財人等又は社債権者補佐人等は、必要な情報が、前2項に規定するいずれかの方法（当該必要な情報が第1項の重要事実該当する場合には、同項に規定する方法に限る。）により公表された後でなければ、機構が認める場合を除き、通知の申出を行うことができない。

(必要な情報の社債権者への通知)

第9条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、機構加入者に対し、機構の定める方法により、必要な情報を通知する。ただし、当該必要な情報について、前条第1項又は第2項の規定による公表が行われていない場合その他必要な情報を通知することが不相当と機構が認めた場合には、この限りでない。

(1) 発行者、第6条第1項第2号に規定する社債権者（機構加入者である場合に限る。）、社債管理者等、管財人等又は社債権者補佐人等から通知の申出を受け付けた場合

(2) (略)

2・3 (略)

(手数料)

第10条 (略)

2 前項に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発行者、社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等及び社債権者補佐人等

機構が別に指定する日まで

(2) (略)

3 (略)

(反社会的勢力の排除)

第13条 機構は、発行者、第6条第1項第2号に規定する社債権者(機構加入者である場合に限る。)、社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等若しくは社債権者補佐人等又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。)に該当することが判明した場合には、通知の申出の不受理、登録の取消しその他の必要な措置を講ずるものとする。

別表

社債に係る必要な情報の通知に関する手数料表

1. 社債に係る必要な情報の通知に関する手数料率

第10条第1項に規定する手数料の料率は、次の表のとおりとする。

(1) 発行者、社債管理者等、管財人等及び社債権者補佐人等

機構が別に指定する日まで

(2) (略)

3 (略)

(反社会的勢力の排除)

第13条 機構は、発行者、第6条第1項第2号に規定する社債権者(機構加入者である場合に限る。)、社債管理者等、管財人等若しくは社債権者補佐人等又はその役員若しくはこれに準ずる者が反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。)に該当することが判明した場合には、通知の申出の不受理、登録の取消しその他の必要な措置を講ずるものとする。

別表

社債に係る必要な情報の通知に関する手数料表

1. 社債に係る必要な情報の通知に関する手数料率

第10条第1項に規定する手数料の料率は、次の表のとおりとする。

徴収対象者	内 容	徴収料率
発行者、社債管理者等、 <u>社債管理補助者等</u> 、管財人等及び社債権者補佐人等		(略)
(略)		

2. 徴収対象者が発行者、社債管理者等、社債管理補助者等、管財人等又は社債権者補佐人等である場合には、機構は、当該徴収対象者に対し、直接、請求し、納入を受けるものとする。この場合において、徴収対象者が規程第8条の2第1項第7号に規定する外債の発行者又は管財人等（当該外債に係る管財人等に限る。）である場合には、機構は、第7条第1項に規定する所定の申請書を提出した国内の代理人に対し、請求し、当該国内の代理人から納入を受けるものとする。

3. (略)

徴収対象者	内 容	徴収料率
発行者、社債管理者等、管財人等及び社債権者補佐人等		(略)
(略)		

2. 徴収対象者が発行者、社債管理者等、管財人等又は社債権者補佐人等である場合には、機構は、当該徴収対象者に対し、直接、請求し、納入を受けるものとする。この場合において、徴収対象者が規程第8条の2第1項第7号に規定する外債の発行者又は管財人等（当該外債に係る管財人等に限る。）である場合には、機構は、第7条第1項に規定する所定の申請書を提出した国内の代理人に対し、請求し、当該国内の代理人から納入を受けるものとする。

3. (略)

2 附 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。